別記２

入札説明書（工事、事後審査型郵送一般競争入札、入札案件）

１　契約担当部
〒０６０－０００１
札幌市中央区北１条西２丁目
一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課（契約担当）　　電話０１１－２１１－３３８１

２　入札参加資格の確認等

⑴　入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、１に示す契約担当部へ、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を書面の持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

⑵　申請書は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成２５年４月３０日制定。以下「要綱」という。）様式２により作成すること。また、要綱に規定する様式は、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページ（ https://s-j-k.or.jp ） においてダウンロードすることができる。なお、１に示す契約担当部においても交付する。

⑶　資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の履行経験については、平成２０年４月１日以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ア　同種工事施工実績書

公告において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式３に記載すること。

イ　同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（工事カルテ、設計書、図面等）も添付すること（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）。

ウ　配置予定技術者経歴書

公告において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格（及び公告において技術者の同種工事を求める場合においては同種の工事の実績経験）を要綱様式４に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること（※　共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者１社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。）。

着手にあたっては、要綱様式４に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成１４年７月３１日制定）第７条第１項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）発注の他の工事の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要領（平成２５年４月３０日制定。以下「事後審査要領」という。）第５条第２項に定める次順位者として落札候補者となることができない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ　特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領（平成２７年３月２４日制定）別表の様式により作成すること。

オ　工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、公社が公告した工事設計書（見積参考）に記載されている全ての項目について積算し、工事費等積算内訳

書を作成して提出すること。様式は、公社が公告した工事設計書（見積参考）に従い、金額等を明らかにすること（※　共同企業体の場合は、代表者が作成すること。）。

カ　組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

⑷　その他

ア　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書又は資料の書き換え、差し替え及び再提出は認めない。

3　入札方法等

⑴　入札書は、簡易書留郵便により提出すること。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　入札執行回数は、原則として３回を限度とする。

⑷　１回目の入札を行った結果、一般財団法人札幌市住宅管理公社財務会計規程（昭和５２年１１月１８日規程第６号）第６８条第２項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札及び開札の日時等を改めて設定し、再度の入札を行う。

⑸　対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記⑷の規定にかかわらず、入札を行った結果、理事長が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者としないものとする。

⑹　いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4　工事費等内訳書の提出

⑴　第１回の入札書を提出するにあたっては、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。

⑵　工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

5　特定共同企業体協定書の提出

特定共同企業体で入札に参加する場合は、押印済の協定書を作成し、入札書の提出時に添付すること。

6　開札の立会い

入札者又はその代理人の開札への立会いは、原則行わない。特に希望する場合は、別表で定める方式により、開札に立ち会うことができる。

7　落札決定の取消等

公告６の条件を満たさない場合は落札者としないものとする。また、公告８―⑶に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第６条に定める落札決定までの間において、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成１４年７月３１日制定。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている者等、公告３に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

8　落札結果公表

入札結果については、落札者決定後、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページ（ https://s-j-k.or.jp ） により公表する。

9　契約書作成の要否等

一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款、公告及び本書に示す条件により、契約書を作成し、８の落札結果通知の翌営業日に、１に示す契約担当部において交付する。

１０　契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

１１　前払金及び部分払金の支払方法等

⑴　前払金

契約金額の４割以内とする。

⑵　部分払金

一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要要領（昭和５２年１１月１８日制定）第５６条第２項の支払回数は、本工事の工期日数を５０で除して得た数（小数点以下切捨て）とする。ただし、前払金を支払った場合は回数を１回を減ずる。

⑶　工期が２年以上にわたる工事においては、上記⑴は年度別の出来形予定額に応じて分割して支払う。詳細は、契約書に定める。

１２　その他

⑴　入札参加者は、公告及び本書に定めるもののほか、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得（平成２５年４月３０日総務部長決裁）その他関係法令を遵守すること。

⑵　落札者は、上記２―⑶―ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第２６条第３項及び一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領（平成２７年３月２４日制定）第７条第３号の定める専任での配置に留意すること。

⑶　申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑷　設計図書の閲覧及び複写（ダウンロード）は、入札書提出期限前日（前営業日）午後５時１５分までに限り、下記のホームページから行うことができる。

設計図書入手用ホームページアドレス　：　一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページ（https://s-j-k.or.jp）

⑸　この入札への参加にあたっては、公社が発注する他の工事（以下「他工事」という。）の落札（決定）者若しくは落札候補者となった場合について、次のとおり取扱うことを承知したものとみなす。

ア　この入札の落札候補者又は落札者となったこと（将来的になる可能性があることを含む。）を理由として、この入札の開札前に落札（決定）者又は落札候補者となった他工事について、正当な理由なく期間内に契約を締結しない（入札（見積合せ）後に落札（決定）者となることを辞退する一連の行為を含む。）ときは、当該他工事の落札（決定）又は落札候補者としての決定を取り消すとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

イ　この入札の開札後、既に他工事について落札（決定）者又は落札候補者となったことを理由として、この入札の落札候補者となることを辞退する場合は、その旨を直ちに書面により申し出なければならない。なお、当該申出が直ちに行われる限りにおいて、入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退したとはみなさない。

⑹　特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、入札書提出期限と同一の日とする。